

# 福島県市町村行政支援プラン

平成15年1月 7日策定

平成18年3月31日改定

平成22年4月 1日改定

## 1 策定の考え方

地方分権の進展や少子高齢化の進行など社会経済情勢が変化している中、住民にとって最も身近な行政主体である市町村は、地域の在り方は地域が自ら決定するという地方自治の基本的な考え方にに基づき、主役である住民が基本・起点となる地方自治を実現するため、地域における幅広い事務を自主的・総合的に処理できる体制を確立することが必要であり、そのためには、より効率的な行政体制の確立と行財政基盤の強化を図ることが求められる。

このような要請に対応するために、市町村は、主役である住民の自治意識の高揚を図り、将来的な方向・ビジョンを住民とともに構築し共有した上で、徹底した行財政改革、住民等との連携・協力、税財源の確保など、最大限の自助努力を行うことがまずは必要である。しかし、それぞれの市町村が抱える事情によって、そうした努力を講じても解決不可能であったり、非効率であるような事務については、地域の実情に応じた制度・政策提案等も視野に入れながら、他市町村や県との広域的な連携を図っていく必要がある。

県は、市町村のこうした取組みに対して、その自主性・主体性が十分に発揮されることを基本に、できる限りの支援を行うものであり、本プランは、この支援策の方向性・骨格をまとめたものである。

## 2 支援の考え方

県が支援を行う場合の基本的考え方は、以下のとおりである。

- ① 市町村の自主的・主体的な判断・取組みを尊重する。
- ② 市町村の求めに応じ、イコールパートナーとして地域の課題を共有し、市町村と県それぞれの役割に応じて十分な連携を図り、適時・適切な支援を行う。
- ③ ②に資するため、市町村の実情を踏まえつつ、市町村が取り組むべき課題や対応策等についての検討・研究を継続的に行う。

## 3 支援策

市町村の行政体制整備に向け、以下の支援を行う。

### (1) 市町村と県の連携体制の確立

市町村の自主的取組みだけでは解決困難な地域課題に対応するため、地方振興局に設置する「地域連携室」を通じ、課題解決に向けて出先機関が横断的に取り組むとともに、本庁に設置する「地域連携支援プロジェクトチーム」においても、部局横断的に支援していく。

### (2) 自治制度改革の研究・提言

より実情を踏まえた自治体運営が可能となるよう、市町村と県の連携による「地域密着型自治制度研究会議」を設置して、地方自治法や個別法で画一的に定められている各種制度について市町村の規模等を踏まえた制度改革の提言や、住民が地域活動を実践する上で障壁となる過剰な規制や関与等についての研究及び改正提言等を行う。

### (3) オーダーメイド権限委譲

県側から移譲可能事務のリストを提供しながら、市町村が地域づくりを行う上で必要な権限を一括して移譲するなど、市町村の実情に応じた柔軟な権限移譲を行う。また、移譲後一定期間は市町村に対するサポート体制の充実を図ることにより、市町村の円滑な事務遂行を支援する。

### (4) 行財政改革に対する助言等

行財政改革に取り組む市町村に対し、行財政運営の見通しを策定するにあたっての必要な助言や情報の提供、財政診断等の支援を行う。

### (5) 自主財源確保への協力

自主財源の確保のため、市町村と連携し併任徴収や直接徴収等を実施するとともに、法定外税等市町村の新たな取組みの検討にあたっては、適時・適切に助言を行う。

### (6) 人的支援

市町村が地域の課題に対応する能力を強化するために必要な職員の能力向上に向け、人事交流や実務研修生の受入れ、専門的職員の派遣等の人的支援を行う。

### (7) 政策法務支援

地域の課題解決に向けた政策法務体制を強化するため、法的側面支援や条例規則化等制度設計への助言など、市町村への政策法務支援の充実を図る。

## (8) 広域的取組みの調整・支援等

市町村が、他市町村との機関・職員の共同設置、事務の委託、一部事務組合の拡充、広域連合の設置等を選択しようとする場合、関係市町村間の調整等を行う。

また、市町村の自主的・主体的な広域連携を促進するため、必要に応じ、広域連携に取り組む協議会等に人的・財政的支援を行う。

## (9) 市町村と県の業務連携

### 7. 事務の共同処理・受託の検討

市町村の円滑な業務体制を確保するため、広域連合などの制度活用も含め、市町村と県の事務の共同処理、事務の受託等について、制度化を含めて検討する。

### 1. 専門的な業務支援システムの構築

専門・高度技術機能を発揮する観点から、県が保有する専門的な知識や技術についてのデータベースを構築するとともに、現場主義の観点から、市町村との協働による解決に向けた組織運営の弾力化を図るなど、適時・適切な市町村支援のしくみについて検討する。

## 4 具体的取組み事例

### (1) 個人住民税（市町村民・県民税）の徴収支援

市町村の徴収力向上のため、市町村税務職員併任による個人住民税徴収（併任徴収）、地方税法48条に基づく徴取引継（直接徴収）、相互人事交流制度を活用した徴収職員同士の人事交流を実施する。

### (2) 地域における公共交通に関する協議調整

地域における生活交通の確保等について、市町村と連携の上、課題解決のための事業等の調整や提案を行う。

### (3) 消防救急無線広域化及び消防指令業務共同運用検討会の設置

現在、各消防本部単位で運用している消防救急無線についての広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用について、広域化や共同運用の区域、運用方法等を検討するため、県と各消防本部で検討会を設置し、広域化及び共同運用に向けた調査研究を行う。

### (4) 水道事業の広域的取組みの支援

市町村経営を原則とする水道事業における運営基盤強化のための有力な方策のひとつ

つである、経営統合や管理の一体化を含む新たな広域化の取組みに対して適時・適切な支援を行う。また、地域の実情に即した広域化のあり方について、共同研究・提言を行う。

#### **(5) 国民健康保険の運営の共同化・広域化支援**

国民健康保険の厳しい財政運営を支援するため、隣接する市町村等との国民健康保険事業の共同実施化や広域連合等の設立による国保の広域運営化を行おうとする市町村に対し、調査研究・実施等の環境づくりや調整交付金等による支援を行う。

#### **(6) 市町村と県が共同で行う医師確保事業**

厳しい医師不足の中で、市町村立病院及び診療所、県立病院の医師確保については各市町村、県がそれぞれ行っているが、円滑な医師確保及び適正な医師配置のため、奨学金支給による医師確保を市町村と県が共同で行うことや、市町村と県がネットワークを組み合わせながら医師の配置調整を行うことについて研究する。